

自動車運転者の労働時間等の改善について

関労働基準監督署

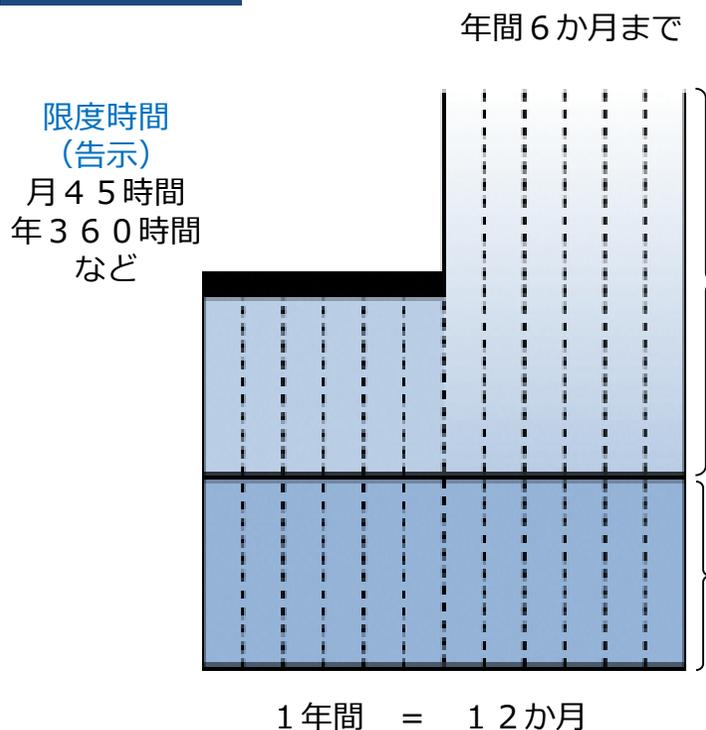
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1 . 時間外労働の上限規制
- 2 . 改善基準告示 Q & A
- 3 . 荷待ち時間の改善事例

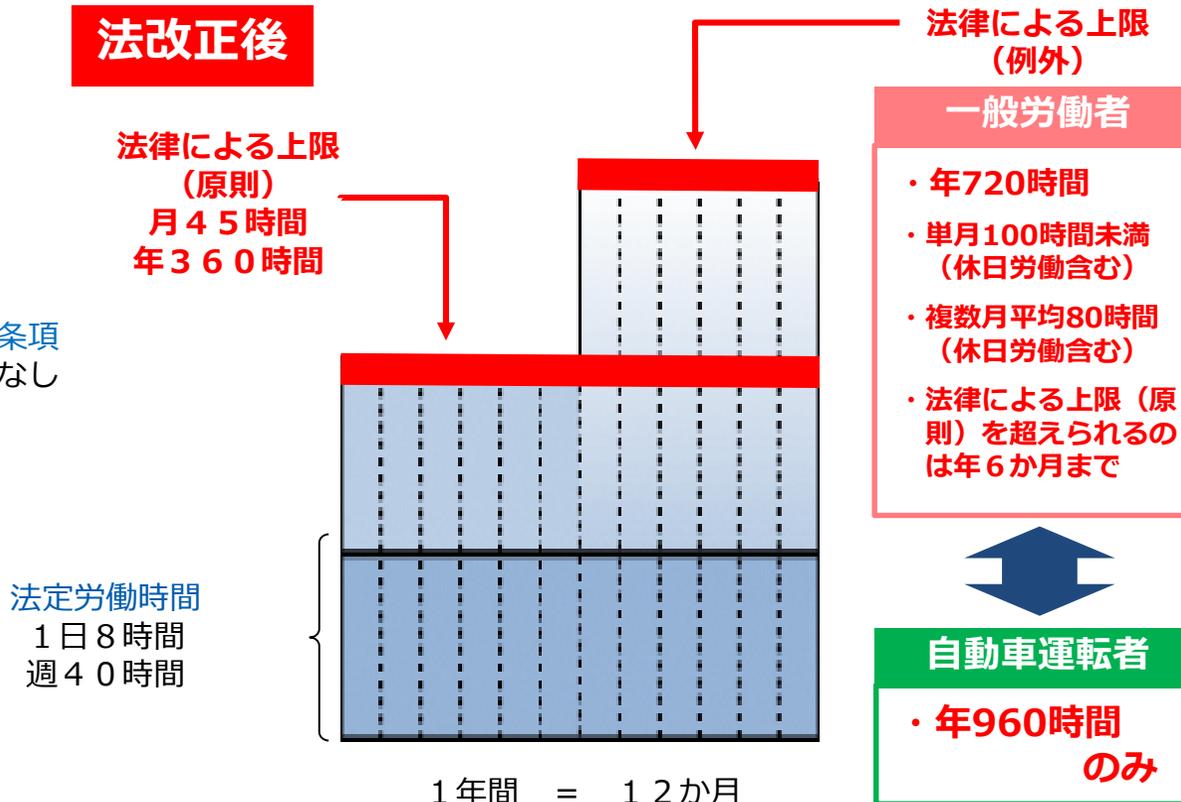
時間外労働の上限規制について

- ▶ 時間外労働の上限規制は、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度
- ▶ 自動車運転の業務、建設事業、医師等は適用猶予・除外業務（事業）とされ、改正法施行後5年間（令和6年3月まで）は上記一般則の適用はない。
- ▶ 自動車運転業務従事者の上限時間（臨時的な特別な事情の場合）は年960時間とし、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。
- ▶ 自動車運転業務従事者への上限規制の適用とあわせて改善基準告示についても見直す必要がある。

法改正前



法改正後



適用猶予業種における時間外労働の上限規制

- ▶ 自動車運転者については、令和6年4月以降、年960時間の上限規制の適用を受ける。
 - ▶ 一方、一般労働者に適用される、45時間超えの上限回数（6か月まで）、単月上限（100時間未満）、複数月平均上限（80時間以内）については適用がない。
- ただし、この場合であっても、改善基準告示に定める拘束時間を遵守する必要がある。

【現在】

		一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	新技術・新商品等の研究開発業務
月	限度時間(原則)	45	-	-	-	45	-
	45時間超は6月まで	適用あり	-	-	-	適用あり	-
	単月上限(※)	100	-	-	-	-	-
	複数月平均上限(※)	80	-	-	-	-	-
年	限度時間(原則)	360	-	-	-	360	-
	上限	720	-	-	-	720	-

【令和6年4月～】

		一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	新技術・新商品等の研究開発業務
月	限度時間(原則)	45	45	45	45	45	-
	45時間超は6月まで	適用あり	-	適用あり	-	適用あり	-
	単月上限(※)	100	-	100(注1)	100(注2)	100	-
	複数月平均上限(※)	80	-	80(注1)	-	80	-
年	限度時間(原則)	360	360	360	360	360	-
	上限	720	960	720	960(※)(注3) 1,860(※)(注4)	720	-

※ 休日労働も含む。

注1： 災害の復旧・復興の事業は、単月上限100時間・複数月平均上限80時間の規制は適用されない。

注2： 時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる者は、36協定に面接指導を行うこと等を定めることが必要。

注3： 医業に従事する一般の医師にかかる基準（A水準）。休日労働を含む。

注4： B水準、連携B水準、C水準の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師にかかる基準。休日労働を含む。
面接指導、労働時間が特に長時間である場合の労働時間短縮措置、勤務間インターバルの確保等を36協定に定めることが必要。

時間外労働及び休日労働に関する協定届の届出までの流れ

〈届出までの流れ〉

① 時間外労働及び休日労働に関する協定
を締結(P23~25参照)

1か月45時間・1年360時間以内の時間数^(※1)とする場合

② 様式9号の3の4を作成
(P21参照)

1か月45時間・1年360時間を超える時間数^(※1,2)とする場合

② 様式9号の3の5を作成
(P21,22参照)

又は

※1 対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制により労働させる労働者の限度時間については1か月42時間、1年320時間です。

※2 延長時間数を1か月45時間・1年360時間超とする場合でも、
自動車運転の業務については、時間外労働は1年960時間以内、
自動車運転以外の業務については、時間外労働は1年720時間以内、時間外労働・休日労働の合計は単月100時間未満、2~6か月平均80時間以内、時間外労働が1か月45時間を超える回数は1年について6回までとしなければなりません。

③ ②の様式に①の協定書を添付し、
労働基準監督署に届出

様式第9号の3の4
又は
様式第9号の3の5
(原本)
②



時間外労働及び
休日労働に関する協定書
(写)
①

- ・ 控え(写)が必要な場合は、2部を労働基準監督署までお持ちください。受付印を押印し、1部を控えとして返戻します。
- ・ 36協定は、常時各作業場の見やすい場所へ掲示する等の方法によって、労働者に周知してください。

時間外労働及び休日労働に関する協定届（限度時間を超えない場合）

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の4)(限度時間を超えない場合)

時間外労働 に関する協定届
 休日労働

様式第9号の3の4 (第70条関係)

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	協定の有効期間
一般貨物自動車運送業(トラック)	〇〇運輸株式会社 〇〇支店	(〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	〇〇〇〇年4月1日 から1年間

労働保険番号	<input type="text"/>
法人番号	<input type="text"/>

時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数				1年(①については360時間まで、②については320時間まで)		
					1日		1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)		起算日 (年月日)	〇〇〇〇年4月1日	
					法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	
① 下記②に該当しない労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため 一時的な道路事情の変化等に対処するため	自動車運転者(トラック)	20人	7.5時間	5時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間	
		運行管理者	3人	7.5時間	5時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間	
	② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため	荷役作業員	10人	7.5時間	3時間	3.5時間	30時間	40時間	250時間	300時間
			自動車整備士	3人	7.5時間	3時間	3.5時間	42時間	52時間	320時間	370時間
	月末の決算業務	経理事務員	5人	7.5時間	2時間	2.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間	

休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
休日労働	季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者(トラック)	20人	毎週2回	法定休日のうち、 2週を通じて1回	9:00~23:00
		運行管理者	3人	毎週2回	法定休日のうち、 4週を通じて2回	9:00~23:00

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと(自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。)

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名氏名 経理担当事務員 山田 花子

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙) 又は 〇〇運輸労働組合

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

〇〇〇〇年 3月 15日

使用者 〇〇 労働基準監督署長殿

職名 代表取締役
氏名 田中 太郎

時間外労働及び休日労働に関する協定届(限度時間を超える場合)

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の5)(限度時間を超える場合(特別条項))※1

様式第9号の3の5(第70条関係)

時間外労働 休日労働に関する協定届(特別条項)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 ①については720時間以内、②については 960時間以内に限る。)				
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (①については6回以内、②については任意。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増費金率	延長することができる時間数		限度時間を超えた労働に係る割増費金率	
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)		
① 下記②以外の者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	7時間	7.5時間	4回	60時間	70時間	35%	550時間	670時間	35%
	予算、決算業務の集中	経理事務員	5人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	35%	450時間	570時間	35%
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者 (トラック)	20人	6時間	6.5時間	8回	75時間	85時間	35%	750時間	870時間	35%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号)※2 ①、③、④	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進、職場での時短対策会議の開催									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと(自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。) <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)												

協定の成立年月日 ○○○○年 3月 12日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 経理担当事務員
氏名 山田 花子

又は ○○運輸労働組合

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。
 (チェックボックスに要チェック)

○○○○年 3月 15日

使用者 職名 代表取締役
氏名 田中 太郎

○○ 労働基準監督署長殿

※1 様式9号の3の5は、限度時間内の時間外労働についての届出書(1枚目)と限度時間を超える時間外労働についての届出書(2枚目)の2枚の記載が必要で、1枚目の記載は、P21の記載例を参照ください。

※2 限度時間を超える労働者に対し、以下のいずれかの健康確保措置を講ずることを定めください。該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。

①医師による面接指導 ②深夜業(22時～5時)の回数制限 ③就業から就業までの休息期間の確保(勤務間インターバル) ④代償休日・特別休暇の付与 ⑤健康診断 ⑥連続休暇の取得 ⑦心とからだの相談窓口の設置 ⑧配置転換 ⑨産後等による助産・指導や保健指導 ⑩その他

1. 時間外労働の上限規制
2. 改善基準告示 Q & A
3. 荷待ち時間の改善事例

Q & A

Q

例えば、出勤予定の自動車運転者 A が欠勤し、運行管理者 B が代わりに運転をする場合、運行管理者 B に改善基準告示は適用されますか。

A

自動車運転者 A の欠勤のため、運行管理者 B が代わりに運転をする場合であって、B が当該業務に従事する時間が年間総労働時間の半分以上を超えが見込まれないときは、B は「自動車の運転の業務に主として従事する」者には該当しません。

Q

当社では、毎年、1月1日～12月31日を有効期間として拘束時間等延長の労使協定を締結し、実拘束時間についても同じ期間で計算していますが、

- ① 今回の改善基準告示の改正を踏まえ、令和6年4月1日開始の協定を締結し直さなければならないのでしょうか。
- ② また、実拘束時間はどの時点から、新告示が適用されるのでしょうか。1年間の拘束時間は按分して計算するのでしょうか。

A

令和6年3月31日以前に締結した労使協定で拘束時間等を延長している場合で、当該協定の有効期間の終期が令和6年4月1日以後であるときは、同日開始の協定を締結し直す必要はなく、同日以後に新たに定める協定から、新告示に対応していただくこととなります。例えば、令和5年10月1日～令和6年9月30日など、令和6年4月1日をまたぐ労使協定を締結している場合は、令和6年10月1日以降の協定について、新告示に対応していただくこととなります。

Q

例えば、トラック運転者 A が運転する車両が予期せず故障し、代わりにトラック運転者 B が急ぎょ、別の車両で事故現場に駆けつけ、運行する場合、トラック運転者 B の運転時間を予期し得ない事象への対応時間として除くことはできますか。

A

「予期し得ない事象への対応時間」として除くことができる時間は、運転者が運転中に予期せず事象に遭遇した場合に限られますので、代行者のトラック運転者 B が対応する時間は「予期し得ない事象への対応時間」に該当しません。

1. 時間外労働の上限規制
2. 改善基準告示 Q & A
3. 荷待ち時間の改善事例

外部倉庫と情報システムの活用

実施者等

発 荷 主 : 金属製品製造業
元請運送事業者 : 一般貨物自動車運送事業
実運送事業者 : 一般貨物自動車運送事業
荷 種 : 金属製品

改善前

集荷時間が分からない！

課題

- ①発荷主（工場）側では、工場内の在庫水準が0.5日分程度、受注の半数が受注生産のため、当日の出荷貨物の積込時間が確定出来ず、待機時間が発生。
- ②出荷場が狭く、運送事業者は、工場敷地内で待機し、自分の順番を待たざるを得なかった。

Before



外部倉庫と情報システムの活用

取組事項

- ①発荷主が外部倉庫の活用を前提とした生産計画の組み換えを実施。
定番品→前倒しで生産→外部倉庫へ保管
- ②元請事業者が入退場・進捗管理システムを導入し、集荷貨物の状態を実運送事業者が把握。
- ③実運送事業者がシステムを活用し、運転手の出勤を調整し、待機無く工場内に入構。

改善後



外部倉庫と情報システムの活用

効果

① 滞留時間（入構から出構まで）

改善前：平均 2 時間46分

改善後：平均 2 時間20分 **26分の短縮**

② 出勤から入構までの時間

改善前：平均 2 時間以上

改善後：平均30分以内 **90分の短縮**

荷主・運送事業者のメリット

発荷主 出荷スペース狭隘を原因とした生産遅れが解消

元請運送事業者 . . . 運送事業者からの問い合わせ対応業務が削減

実運送事業者 . . . 先の見えない待機時間を休憩時間に振り替え

予約受付システムの導入

実施者等

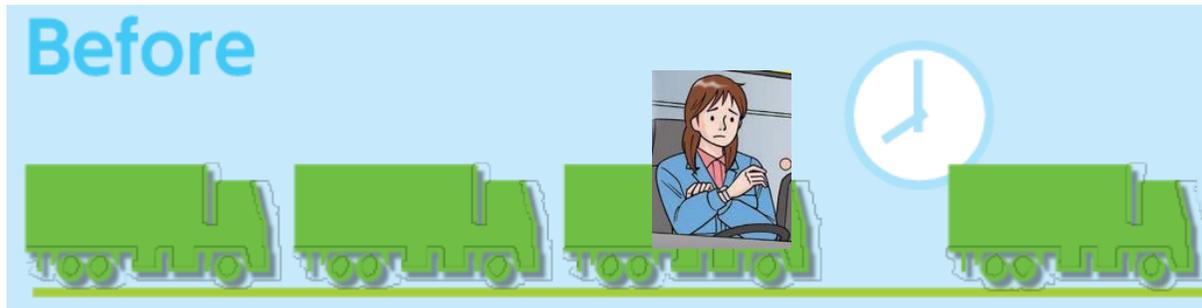
発荷主：食品製造業
着荷主：流通センター
荷 種：穀物食品

課題

流通センターへの納品では到着順の受付が基本ルールのため、順番を取るためにドライバーが必要以上に早く到着する傾向にあり、待機時間が発生する。

改善前

毎日これではストレスが・・・



流通センター

予約受付システムの導入

取組事項

受付予約システムを導入し、着床時間を事前に予約した上で運行を実施した。

改善後

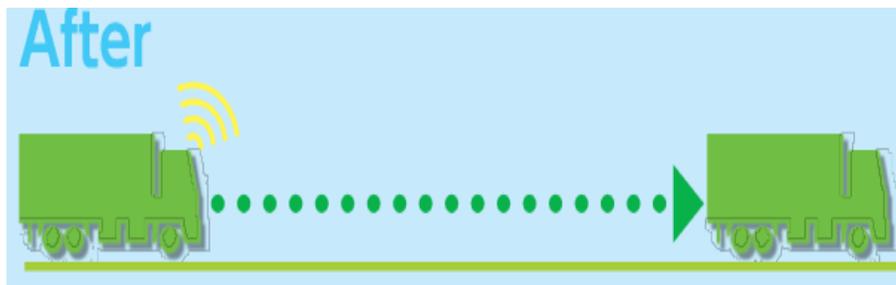
効果

待機時間

改善前：4時間

改善後：53分

3時間7分の短縮



日々のバス運用計画				
	バス1	バス2	バス3	バス4
9:00				
9:30	A社 車番1234	C社 車番3456		G社 車番7890
10:00			F社 車番6789	
10:30	B社 車番2345	D社 車番4567		
11:00				
11:30				H社 車番8901
12:00		E社 車番5678		
12:30				

バス予約システム



発荷主/着荷主

受注状況の共有化

実施者等

発荷主：日用品製造業
着荷主：卸売業
運送事業者：一般貨物自動車運送事業
荷種：日用品

改善前

受注締切後の13:00から配車
大急ぎで積込み・配車調整

課題

- ①発荷主側
受注の締切時間が13時であり、その後配車指示をするため、待機時間が発生する。
- ②着荷主側
繁忙期（12月・3月）に待機時間が発生する。
- ③着荷主側
受付開始後、受付順にバース接車が許可されるため、早朝時間帯に車両が集中し、待機時間が発生する。



受注状況の共有化

取組事項

- ① 受注締切時間前（9:45及び11:05）に確定前の受注情報を運送業者と共有化した。
- ② 運送事業者に配車調整を行う時間が確保され、最適な時間に入門し、待機時間が削減された。

改善後

効果

待機時間

改善前：30分～120分

改善後：概ね0分

30分～120分の短縮



出荷台数の抑制により入荷量を平準化

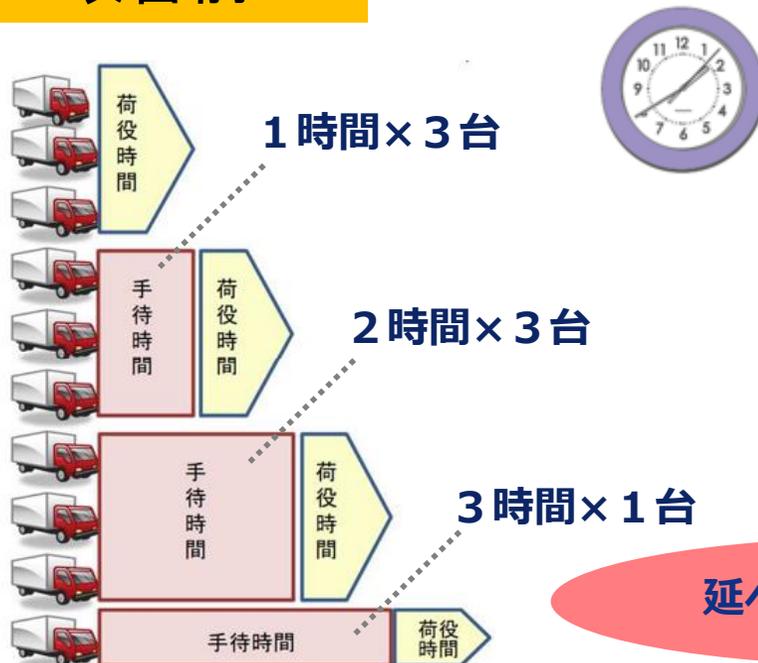
実施者等

発荷主：紙製品製造業
着荷主：卸売業
荷 種：家庭紙

課題

- ①着荷主側での荷役スペースが狭隘であるため、最大でも3台同時にしか荷卸しが出来ない。
- ②発荷主側での生産計画をベースに貨物が搬入されるため、着荷主側の在庫やキャパシティを超えて荷練りが煩雑となり、荷の処理に時間がかかり待機時間が発生。

改善前



荷物の卸し先が・・・
在庫のこと考えているのか？

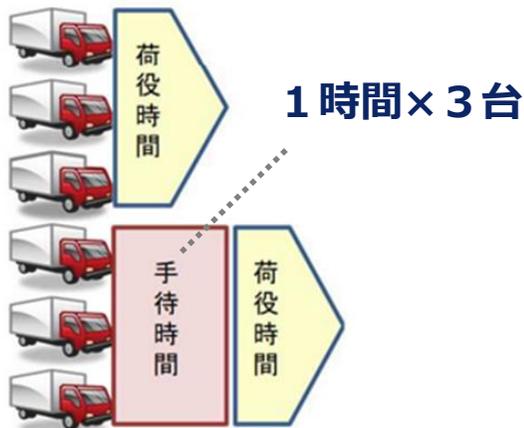


出荷台数の抑制により入荷量を平準化

取組事項

- ①着荷主側における荷の処理及び保管処理能力について発荷主に説明し、理解を得た。
- ②着荷主側の処理能力を考慮して発荷主側の出荷台数を1日10台以上から6台程度に抑制して入荷量を平準化し、待機時間が削減された。

改善後



効果

1日当たりの延べ待機時間
 $\frac{\text{改善後}}{\text{改善前}} \Rightarrow 0.6$

約4割の削減

延べ3時間分の待機

在庫管理の見直し

実施者等

発荷主：紙製品製造業
着荷主：紙製品製造業
荷 種：紙製品、古紙

課題

- ①発荷主（工場）側では、土日に生産した製品の倉庫入れが月曜日の14時頃までかかる。
- ②月曜日の出荷積込は午後からとなるため、待機時間が発生する。
- ③月曜日は1日の拘束時間が16時間を超過。

改善前



土日の生産分を月曜日に倉庫へ
月曜日に待機時間が発生



在庫管理の見直し

取組事項

- ①月曜日以外の横持ち台数を増やし、月曜日の横待ち台数を減らした。
- ②上記①により、週末に向けて工場内の在庫数が削減され、土日の生産分を置いても出荷スペースが確保出来るようになった。

改善後



効果

① 積込時の待機時間

改善前：平均 2 時間 20 分

改善後：平均 1 時間 37 分

43分の短縮

② 1 日の拘束時間

改善前：平均 15 時間 23 分

改善後：平均 12 時間 25 分

2時間58分の短縮

QRコードによる検品時間の短縮

実施者等

発荷主：食品製造業
着荷主：卸売業
荷 種：菓子食品

課題

- ①発荷主から着荷主への納品業務では、送り状、受領書、荷札等の紙伝票が用いられている。
- ②着荷主側で検品作業が発生するため、ドライバーの荷卸し時間が長くなる。
- ③後続車両に待機時間が発生する。

改善前



着荷主側の検品作業
検品時に日付確認



QRコードによる検品時間の短縮

取組事項

- ①発荷に商品コード、日付、製造ラインを示すQRコードを貼付。
- ②検品時に配送箱数をスキャンし、日付を手入力（改善前）からQRコードの読み取りに変更した。

改善後



効果

- ①荷卸し+検品時間（800箱）
改善前→改善後 **最大で40分の短縮**
- ②紙伝票のコスト
改善前→改善後 **持ち回り・保管のコスト削減**
- ③外国人ドライバー
改善前→改善後 **文字認識の問題が解決**

ボックスパレットの活用

実施者等

発荷主：建設建材製造業
着荷主：在庫型倉庫
荷 種：建設建材

課題

- ①貨物と天井の間の空間が大きい
ため、積載効率が低い。
- ②荷崩れに注意するため養生作業
を実施する等、作業時間が長
くなる。

改善前



時間はかかるけれど・・・
安全第一！



ボックスパレットの活用

取組事項

- ①積載効率の向上等を可能とするボックスパレットを開発。
- ②貨物と天井の間の空間が小さくなり、積載効率が高くなった。
- ③荷崩れのリスクが少なくなり、効率的な積み込み作業が大幅に短縮。

改善後



ボックスパレット



折り畳みして保管



効果

平均待機時間及び積込時間

改善前：約100分

改善後：約55分

45分の短縮